

早いもので、2021年も残り1ヶ月となりました。寒い日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。今年一年を振り返ると、コロナ禍で大変な一年ではありましたが、たくさんのお会いに恵まれた一年だったと思います。

私が仕事をしている中での楽しみの一つとして、「対話」があります。お客様と経営のことについて話し合ったり、事務所のスタッフと報告・連絡・相談をしあったり、時には、他愛もない身の上話をしてみたり。相手との対話のなかには、必ず自分にはない視点があるので楽しいです。そしてまた、対話を通じて相手の方に喜んでもらえたり、自分自身で相手の方のお役に立てたと感じる事ができたとき、仕事にやりがいを感じる事ができます。人との関わり方に変化が生じてきましたが、これからも変わらず「対話」を大切にしていきたいと思えます。

今月のテーマ: 給与っばいけど、給与としなくてよいもの

年末調整の時期となりました。

年末調整とは、給与の支払いを受ける従業員の一人一人について、毎月の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額とを比べて、その過不足額を精算する手続きです。

この給与には、物品や食事の提供などのいわゆる「現物給与」も含まれますが、従業員に支給するものでも給与として課税されないものがあります。今回は代表的なものをいくつかご紹介いたします。

(1) 通勤手当等

給料に加算して支給される代表的なものに通勤手当があります。

通勤手当や通勤用定期乗車券(これらに類する手当や乗車券を含みます。)は、右の表の区分に応じ、それぞれ1か月あたりそれぞれに掲げる金額までは受け取った側に所得税が課税されないことになっています。

なお、図中の「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。この「合理的な運賃等の額」には新幹線鉄道を利用した場合の特別急行料金は含まれますが、グリーン料金は含まれません。また、図中の「運賃等の額」は、消費税込みの金額で判定します。

もし、従業員に支給する通勤手当等の金額が図中の金額を超える場合には、その超える部分の金額が給与として課税されることとなります。

(2) 永年勤続表彰の際の記念品や旅行券

次に掲げる要件をすべて満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

その人の勤続年数や地位などに照らして、社会一般的にみて相当な金額以内であること。

勤続年数がおおむね10年以上である人を対象としていること。

同じ人を2回以上表彰する場合には、前に表彰したときからおおむね5年以上の間隔があいていること。

ただし、旅行券の場合は、旅行券の支給後1年以内に旅行を実施してもらい、旅行先等を確認できる資料を添付して会社に報告してもらうなどの手続きが必要です。また、商品券など換金性の高いものを支給する場合は給与として課税されます。

区 分		課税されない金額
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円
	通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	(全額課税)
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)

(3) 出張旅費(日当など)……旅費規程を整備しましょう

出張又は転勤のために、役員又は使用人に対して支給した出張旅費、宿泊費、日当については、支給した金額のうちその旅行について通常必要であると認められる部分の金額は給与として課税されません。

つまり、出張旅費、宿泊費、日当を支給された場合には、領収証などで精算をしなくても、これらが通常の範囲内であれば受け取った側で所得税が課税されず、支払った会社側も経費(旅費交通費)として処理できるということです。

また、例えば、交通費や宿泊費は実費精算をし、日当を別で支給するという事も可能です。

これらの日当などが非課税となるためには、次の点に注意する必要があります。

支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか

支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が

一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

具体的な運用方法としては、社内で「旅費規程」を整備し、

規程に従って運用していく必要があります。

日当については、必ず支給しなければならないものではありませんが

福利厚生の一環となるなど、会社にとってもメリットとなるケースもあります。

もし今後、日当の支給を検討される場合は、お気軽にご相談ください。

(4) 食事の支給

物品や食事の提供などのいわゆる「現物給与」については原則として給与として取り扱われます。

ただし、役員や使用人に支給する食事は、次の二つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。

次の金額が1か月当たり3,500円(消費税及び地方消費税の額を除きます。)以下であること。

(食事の価額) - (役員や使用人が負担している金額)

この要件を満たしていなければ、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を控除した残額が給与として課税されます。したがって会社負担分は3,500円が上限となります。

(例) 1か月当たりの食事の価額が5千円で、役員や使用人の負担している金額が2千円の場合

この場合には、上記(1)の条件を満たしていません。

したがって、食事の価額の5千円と役員や使用人の負担している金額の2千円との差額の3千円が、

給与として課税されます。

なお、ここでいう食事の価額は、次の金額になります。

弁当などを取り寄せて支給している場合には、業者に支払う金額

社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作るために

直接かかった費用の合計額

以上、今月は、給与として課税されないものの代表的なものを挙げさせていただきました。

しかし、最後まで読んでくださった皆様にはあるモヤモヤが生じているかもしれません。

それは、文章中にたびたび出てくる「合理的な」や「社会一般的にみて相当」、「通常必要な」という表現です。

税務に携わる私たちも日々頭を悩ませられる表現ですが、それ以上に大事なのが、会社でルール(旅費規程や

慶弔規程など)を作り、そのルールに従って運用していくことだと思います。

 当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

今回の内容で気になる点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

<12月カレンダー>

10	金	*11月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
31	金	*10月決算法人の確定申告・納付期限
		*4月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の1・7月決算法人) *消費税等(毎月納付10月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法人)
注)年末年始の為、申告・納付期限は1月4日(木)となります。		

<Vision>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー:「Vision」
今月の開催日**12月9日(木)**です。
不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
12月9日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月3日(金)
1月20日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月14日(金)
2月以降の開催日は未定となっております。		